

大分県報

平成二十八年
号外（九六）
七月四日

（月曜日）

目次

規則

選挙管理委員会告示

大分県旅館業法施行細則の一部改正……………
大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正……………

〇規則

大分県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第八十五号

大分県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大分県旅館業法施行細則（昭和三十二年大分県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「旅館業法施行規則第1条第1項」を「旅館業法第3条第1項」に改め、「概要（）」の次に「同時に宿泊する者の最大の数、」を加え、「第3条第2項第1号から第3号まで」を「第3条第2項各号」に改める。

第二号様式中「旅館業法施行規則第2条第1項」を「旅館業法第3条の2第1項」に、「第3条第2項第3号」を「第3条第2項各号のいずれか」に改める。

第三号様式中「旅館業法施行規則第3条第1項」を「旅館業法第3条の3第1項」に改める。

第六号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附則

平成二十八年七月四日

- （施行期日）
- この規則は、公布の日から施行する。
 - （経過措置）
- 2 改正前の大分県旅館業法施行細則第一号様式から第三号様式まで及び第六号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

〇選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十五号

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程（平成六年大分県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

大分県選挙管理委員長 一 木 俊 廣

第四条第一項中「（第三項及び次条第一項において「証明書」という。）」を削り、同条第三項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に、「ビラ作成証明書」を加える。

第五条第一項中「の証明書」を「の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書」に改める。

第三号様式その二中「ポスター作成枚数」を「ビラ作成枚数」に改める。

第四号様式その一備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第四号様式その二備考4(2)中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円2銭」に改める。

第五号様式備考4(2)中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、「557,151円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

第六号様式その一（別紙）その(1)中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その一（別紙）その(2)備考4中「（イ）欄」を「（イ）欄」に改め、同様式その二（別紙）備考1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円+4円88銭」を「375,500円+5円2銭」に改め、「単価×確認された作成枚数＝限度額」を「同様式その三（別紙）備考2中「301,875円+510円48銭」を「310,500円+525円6銭」に、「557,115円+26円73銭」を「573,030円+27円50銭」に改める。

附則

（施行期日）

大分県報号外（規則・選管委告示）

平成二十八年七月四日

大分県報号外（選管委告示）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。